

生活環境影響事業の 事前協議の手引き

《2021年11月》

大津市環境部 環境政策課

目 次

1	事業者のみなさまへ	・・・1
2	事前協議の対象事業（生活環境影響事業）	・・・2
	（1）生活環境に影響を及ぼすおそれのある 建築物を建築して行う事業	・・・2
	（2）生活環境に影響を及ぼすおそれのある 施設を使用し、又は建築して行う事業	・・・2
3	事前協議の手続きフロー	・・・4
4	事前協議書に必要な図書	・・・5
5	事業を行う場合に確保すべき事項	・・・6
	別表1 関係所管課協議が不要なもの	・・・6
	別表2 生活環境影響事業の環境配慮指針	・・・7
【参考】		
A	大津市生活環境の保全と増進に関する 条例及び同施行規則（抜粋）	・・・13
B	記載例	・・・18
C	様式	・・・21

1 事業者のみなさまへ

本市では、大津市環境基本条例の理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止並びに生活環境に対する配慮に関する責務を明らかにし、公害の発生源となる施設に関する規制並びに快適な生活環境の保全及び増進を図るため、必要な事項を定めることより、市民の健康を確保し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とした、大津市生活環境の保全と増進に関する条例（以下「市条例」という。）を制定しています。

市条例施行規則第20条では、生活環境に影響を及ぼす事業（以下「生活環境影響事業」という。）を定めており、事業者がそれらの事業を実施する場合には、市条例第20条第1項第2号に基づき環境に配慮する事項に関し、事前に市と協議しなければなりません。

この手引きでは、生活環境影響事業の事前協議に関する手続きフローや提出に必要な書類等について記載している他、その事業計画の初期の段階において、実施する事業が与える周辺環境への負荷が少しでも低減されるよう、事業者のみなさまが環境への配慮を検討していただく事項（以下「環境配慮指針」という。）についてもまとめています。事業者の皆さまには、環境配慮指針を参考にして環境保全に努めていただきますようお願いいたします。詳細につきましては、環境政策課までお尋ねください。

2 事前協議の対象事業（生活環境影響事業）

（規則第20条）

次の表に掲げる事業を行おうとする者は、事前協議の対象となります。

（1）生活環境に影響を及ぼすおそれのある建築物を建築して行う事業

建築物の種類	建築物の内容	規模	増築又は拡張
ア 物品の販売業を営むための店舗	卸売業又は小売業（飲食店業を除き物品加工修理業を含む。）を営む店舗の用に供される建築物、及び、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第1条第1項第1号に規定する物資の供給事業の用に供する建築物	床面積の合計が500㎡以上のもの （既存の建築物を増築することにより、床面積の合計が500㎡以上になるものを含む。）	左記に該当した建築物を、床面積の合計が500㎡以上、増築又は拡張するもの （敷地の状況から周辺の生活環境を阻害するおそれがないと市長が特に認めるものを除く。）
イ 医療法に基づく病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する患者20人以上の収容施設を有するもの		

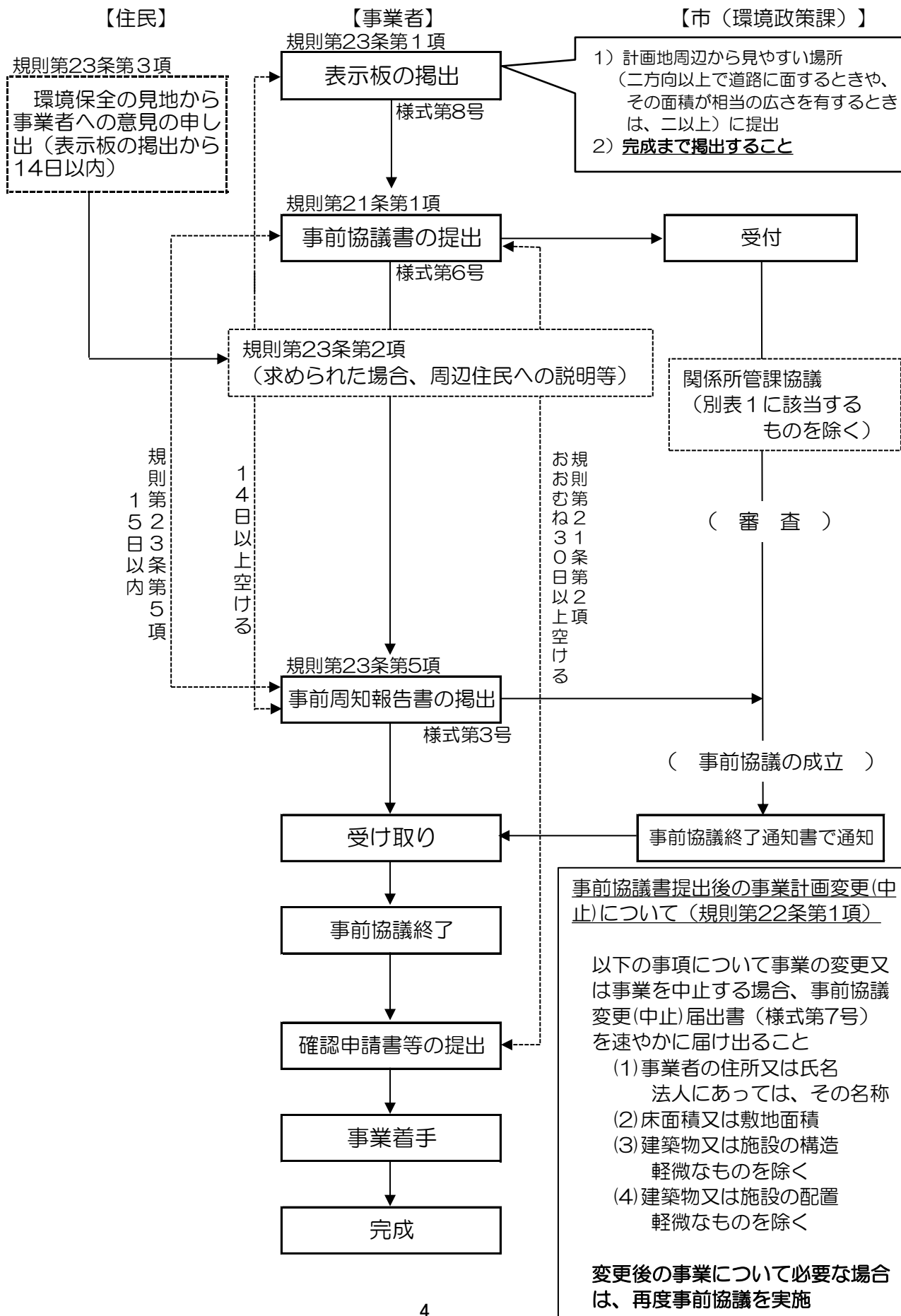
（2）生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設を使用し、又は建築して行う事業

建築物の種類	建築物の内容	規模	増築又は拡張
ア 工場又は作業場	物品の製造、加工、洗浄、塗装、解体その他これらに類する目的に供する施設（ただし、工事現場の仮設建築物を除く。）	床面積の合計が50㎡以上又は敷地面積が150㎡以上のもの。 （既存の施設を使用して事業を行う場合も含む。）	左記に該当した建築物又は施設を、床面積の合計が50㎡以上又は敷地面積が150㎡以上増築又は拡張して行うもの （敷地の状況から周辺の生活環境を阻害するおそれがないと市長が特に認めるものを除く。）
イ 駐車場又は自動車ターミナル	駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定するもの	自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上のもの。	
	自動車ターミナル法（昭和34年法律136号）第2条第4項に規定するもの		
ウ 倉庫	倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第1項及び第2項に規定するもの	床面積の合計が500㎡以上のもの。	

建築物の種類	建築物の内容	規模	増築又は拡張
エ 資材置場	土木工事又は建築物の建築のための材料及び機械類若しくは木材、土石その他の資材を継続して保管する施設及び場所（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。）	敷地面積が500㎡以上のもの。	左記に該当した建築物又は施設を、床面積の合計が50㎡以上又は敷地面積が150㎡以上増築又は拡張して行うもの（敷地の状況から周辺の生活環境を阻害するおそれがないと市長が特に認めるものを除く。）
オ 給油取扱所	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1項に規定するもの	全てのもの	
カ ボーリング場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの	これらに類するものとは、バッティングセンター、フィールドアスレチックその他のスポーツ練習場等（体育館を除く。）をいう。	全てのもの	
キ パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定するもの	全てのもの（既存の施設を使用して事業を行う場合も含む。）	
ク 飲食店又は喫茶店	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号及び第2号に規定するもの。	業務の用に供する総床面積が、 飲食店 100㎡以上 喫茶店 150㎡以上のもの （既存の施設を使用して事業を行う場合も含む。）	
ケ 動物を飼育するための施設	規模の欄に掲げる動物をそれぞれに定める数以上飼養し又は収容するためのもの（猪豚は豚に含む。）	(ア) 牛 5頭 (イ) 馬 5頭 (ウ) 豚 10頭 (エ) 猪 10頭 (オ) 鶏 500羽	

3 事前協議の手続きフロー

あらかじめ、法律に基づく許認可を取り扱う担当課で土地利用の適否の相談を済ませておいて下さい。



4 事前協議書に必要な図書

生活環境影響事業を行う者は、事前協議書に次の図書を添えて環境部環境政策課に提出してください。なお、提出書類は正副2部必要です。

- (1) 付近見取図
- (2) 事業予定地周辺の現況図
- (3) 建築物又は施設の敷地内配置図、平面図、立面図及び断面図
- (4) 機械類の一覧表（簡易様式有り）及び配置図
- (5) 事業概要書（簡易様式有り）

原料から出荷までの生産の流れ、保管する物品、駐車自動車台数等事業の概要を詳しく記入してください。特に、原材料、製品名等は詳しく記入してください。

- (6) 事前配慮計画書（簡易様式有り）

事前配慮チェックシート（様式有り）にて、事業ごとに定められたチェック項目を自己評価し、ランク I で評価項目に×がついたものについて対策を記入してください。

- (7) 表示板の掲出を証する写真

表示板の内容がわかる近景及び表示板の設置状況がわかる遠景の2枚が必要です。

- (8) その他市長が必要と認める図書

委任状、施設・設備の写真・カタログ、排水経路図（雨水・汚水）、換気経路図、騒音対策検討資料、必要駐車台数検討資料 等）

ただし、別表1に掲げる事業以外の事業については、事前協議書表紙のコピーに次の図書を必要部数添えて環境部環境政策課に提出し、関係所管課と協議してください。

- (1) 付近見取図
- (2) 事業予定地周辺の現況図
- (3) 建築物又は施設の敷地内配置図、平面図
- (4) 事業概要書
- (5) 事前配慮計画書
- (6) その他市長が必要と認める図書

排水経路図（公共下水道管理部局との協議用）、公図（道路管理部局との協議用）等

5 事業を行う場合に確保すべき事項

市民の健康で文化的な生活を維持するため、事業者の責務として、大津市環境基本条例に、「良好な環境の保全と創造に関する社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない」こと、大津市生活環境の保全と増進に関する条例に、「事業活動に伴って生ずる汚水等、ばい煙等及び廃棄物を適正に処理するなど、公害の発生を防止するため、自己の責任において必要な措置を講じなければならない」、「法令等に規定する規制基準を遵守するにとどまらず、環境への負荷を低減するなど環境汚染の防止に最大の努力を払わなければならない」こととなっています。

事業を行おうとする人は、地域環境の保全について深い自覚を持ち、次の事項を中心に適切な環境保全対策を講じてください。

- (1) 別表2に定める環境配慮指針を基に、事前配慮計画書を作成してください。環境配慮指針の内容について事前に検討される場合は、必要に応じて関係課と協議してください。なお、事業の内容によっては、ここに掲げた関係課以外と協議を行っていただく場合があります。
- (2) 緑化の推進や景観対策等により、企業内環境の保全と増進はもちろん、地域が進める環境保全に関する活動に積極的に協力し、快適な生活環境づくりに努めてください。
- (3) その他市長が必要と認める事項について対策を講じてください。

別表1 関係所管課協議が不要なもの

事業の種類	規模
物品の販売業を営むための店舗	床面積の合計が1,000㎡未満
医療法に基づく病院	
工場又は作業場	床面積若しくは敷地面積が1,000㎡未満
駐車場又は自動車ターミナル	
倉庫	床面積の合計が1,000㎡未満
資材置場	敷地面積が1,000㎡未満
給油取扱所	
ポーリング場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの	床面積の合計が1,000㎡未満
パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの	
飲食店又は喫茶店	
動物を飼育するための施設	敷地面積が1,000㎡未満
開発事業または中高層建築物の建築に該当するもの	全 て

(注) 事前協議制度の中での協議は不要ですが、必要に応じて関係課と協議を行ってください。

別表2 生活環境影響事業の環境配慮指針

事業の種類

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 1 物品の販売業を営むための店舗 | 5 倉庫 | 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ |
| 2 医療法に基づく病院 | 6 資材置場 | 10 飲食店又は喫茶店 |
| 3 工場又は作業場 | 7 給油取扱所 | 11 動物を飼育するための施設 |
| 4 駐車場又は自動車ターミナル | 8 ボーリング場、スケート場・・・ | |

※配慮指針の欄内の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項 ----- 配慮指針項目	区分	関係課	事業の種類													
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
	1 自然環境資源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める 特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する 	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 移植等による既存の植生等の活用	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用に努める 土砂採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める 	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 生態系への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する 保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める 	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 生活環境	1 沿道等建物用途への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める 	○	環境政策課	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	2 資材等の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> 供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する 	◎	環境政策課	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	○	
	3 工事による騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する 	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 工事現場の排水対策	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める 	◎	開発調整課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

事業の種類

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 1 物品の販売業を営むための店舗 | 5 倉庫 | 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ |
| 2 医療法に基づく病院 | 6 資材置場 | 10 飲食店又は喫茶店 |
| 3 工場又は作業場 | 7 給油取扱所 | 11 動物を飼育するための施設 |
| 4 駐車場又は自動車ターミナル | 8 ボーリング場、スケート場・・・ | |

※配慮指針の欄内の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項		区分	関係課	事業の種類											
		配慮指針項目			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
(2)生活環境	5 工事中の粉じん対策	シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 工事車両による公害対策	工事車両の走行にあたっては、交通渋滞を引き起こさないよう走行ルートに配慮するとともに、工事現場周辺の通行の安全確保に努める	◎	地域交通政策課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		工事車両が事業地から出入りする際は、土砂等を道路に流出させないように配慮し、もし道路を汚損した場合は早急に清掃する	◎	路政課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 工事現場周辺の美化	工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する	◎	廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 供用後の騒音・振動対策	計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
		商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める	◎	環境政策課	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○
		騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		拡声器を設置、使用する場合には、その稼働時間や音量について、周辺の生活環境に配慮する	◎	環境政策課	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×	×	○

事業の種類

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 1 物品の販売業を営むための店舗 | 5 倉庫 | 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ |
| 2 医療法に基づく病院 | 6 資材置場 | 10 飲食店又は喫茶店 |
| 3 工場又は作業場 | 7 給油取扱所 | 11 動物を飼育するための施設 |
| 4 駐車場又は自動車ターミナル | 8 ボーリング場、スケート場・・・ | |

※配慮指針の欄内の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項 ----- 配慮指針項目	区分	関係課	事業の種類											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
(2) 生活環境	9 供用後の水質汚濁対策	<ul style="list-style-type: none"> 汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める 	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備地域の汚水は、下水道に排除し、下水道未整備地域等下水道への接続が困難な地域については適切な排水処理施設を設置するなど、水質汚濁の防止に努める 	◎	環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 敷地からの排水を適切に行うため必要に応じ、沈殿槽等適切な排水処理施設を設置するとともに、その維持管理に努める 	○	環境政策課	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
		<ul style="list-style-type: none"> 家畜ふん尿の適正処理等により、水質汚濁や土壌汚染の防止に努める 	◎	環境政策課 農林水産課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	10 洗車施設対策	<ul style="list-style-type: none"> 洗車場を設置する場合は、規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める 	◎	環境政策課 消防局予防課	○	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×
	11 地下水の保全	<ul style="list-style-type: none"> 施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める 	◎	環境政策課	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	12 油類等の流出防止	<ul style="list-style-type: none"> 油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める 	◎	消防局予防課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13 供用後の大気汚染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める 	◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める 	◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する 	◎	環境政策課	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○
	14 悪臭の防止	<ul style="list-style-type: none"> 臭気が発生する工場等を有する場合、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生の抑制に努める 	◎	環境政策課	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×

事業の種類

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 1 物品の販売業を営むための店舗 | 5 倉庫 | 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ |
| 2 医療法に基づく病院 | 6 資材置場 | 10 飲食店又は喫茶店 |
| 3 工場又は作業場 | 7 給油取扱所 | 11 動物を飼育するための施設 |
| 4 駐車場又は自動車ターミナル | 8 ボーリング場、スケート場・・・ | |

※配慮指針の欄内の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項 ----- 配慮指針項目	区分	関係課	事業の種類												
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
(2) 生活環境	14 悪臭の防止	・ 悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める	◎	環境政策課	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×
		・ 家畜ふん尿の適正処理や、畜舎の清掃等を行い、悪臭の発生抑制に努める	◎	環境政策課 農林水産課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	15 生産工程、原材料等 の見直し・改善	・ 生産工程、原材料については、極力公害発生の原因とならないものを導入するとともに、技術開発により大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭物質の発生抑制に努める	◎	環境政策課	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	18 駐車場周辺への配慮	・ 駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19 駐車場付近での安全対策	・ 駐車場の出入口には、必要に応じて歩行者用出入口を設けるなど、駐車場周辺の交通安全の確保に努める	◎	地域交通政策課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20 光害対策	・ 光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域への影響を極力少なくするよう十分に配慮する	○	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	21 公害発生状況の把握	・ 公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 快適環境	1 景観形成への配慮	・ 建造物の形態・意匠（特に外観・配置・高さ・色彩など）は、隣接する建造物との関連や周辺環境との調和を図るなど、屋外空間全体を考慮に入れた設計に努める ・ 屋外広告物の形態・意匠は、景観の形成上重要な要素であり、できるだけ周辺への調和、連続性に配慮する	○	都市計画課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2 敷地内の緑化等	・ 可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める	◎	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	

事業の種類

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 1 物品の販売業を営むための店舗 | 5 倉庫 | 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ |
| 2 医療法に基づく病院 | 6 資材置場 | 10 飲食店又は喫茶店 |
| 3 工場又は作業場 | 7 給油取扱所 | 11 動物を飼育するための施設 |
| 4 駐車場又は自動車ターミナル | 8 ボーリング場、スケート場・・・ | |

※配慮指針の欄内の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項		区分	関係課	事業の種類											
		配慮指針項目			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
(3) 快適環境	3	緑化位置や樹種の選定	・ 緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	4	緩衝緑地帯等の設置	・ 建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める	○	公園緑地課 環境政策課	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×
	5	生態系に配慮した緑化	・ 緑化のための樹種の選定に際しては、土壌、地形等を考慮し、花や実が生るなど野鳥や小動物などの生態系に変化が生じないよう環境づくりに努める	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	荷役場所等の確保	・ 荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する	◎	地域交通整理課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
(4) 地球環境	1	工事における建設資材の再利用等	・ 建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	廃棄物の減量・リサイクル	・ 事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、再利用、再生利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う	◎	廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	省資源・省エネルギーの推進	・ コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO2ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める	◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×
・ 太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める			◎	環境政策課	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	
・ 水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める			◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	

事業の種類

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 1 物品の販売業を営むための店舗 | 5 倉庫 | 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ |
| 2 医療法に基づく病院 | 6 資材置場 | 10 飲食店又は喫茶店 |
| 3 工場又は作業場 | 7 給油取扱所 | 11 動物を飼育するための施設 |
| 4 駐車場又は自動車ターミナル | 8 ボーリング場、スケート場・・・ | |

※配慮指針の欄内の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項 ----- 配慮指針項目	区分	関係課	事業の種類													
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
(4) 地球環境	4 雨水浸透への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する 	○	道路・河川管理課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5 雨水等の貯留・活用	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する 	○	道路・河川管理課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6 車輛による負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> 通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める 	◎	環境政策課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
		<ul style="list-style-type: none"> 供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する 	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する 	◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×

【参 考】

A 大津市生活環境の保全と増進に関する条例及び同施行規則（抜粋）

① 大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年9月25日大津市条例第27号）

第2章 特定事業等の事前協議等

第1節 特定事業の事前協議等

（特定事業の事前協議等）

第20条 次に掲げる事業（第24条第1項に規定する大規模建設等事業を除く。以下「特定事業」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、当該特定事業の実施の際に環境に配慮する事項に関し、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（1） 宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する事業であって、規則で定めるもの

（2） 生活環境に影響を及ぼすおそれのある事業であって、規則で定めるもの

（3） 建築物であって、高さ又は階数について規則で定めるものの新築、増築、改築等

2 特定事業を行おうとする者は、大津市環境基本条例第9条の規定により策定された環境に配慮すべき指針（以下この章において「環境配慮指針」という。）に基づき、事前配慮を行うよう努めなければならない。

3 特定事業の範囲については、市長が大津市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聞いて定めるものとする。

（事前周知）

第21条 特定事業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、当該特定事業を行うことにより環境に及ぼす影響及びこれに対する配慮の方策について、当該特定事業を行う地域の周辺住民等に対しあらかじめ説明会を開催するなど当該特定事業に関する周知について必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

（事業者に対する要請）

第22条 市長は、第20条第1項の規定による事前協議において、環境の保全等の見地から、当該特定事業を行おうとする者に対し、当該特定事業の実施の際に環境に配慮すべきことを要請することができる。

（勧告等）

第23条 市長は、特定事業を行おうとする者が第20条第1項の規定による事前協議に応じないとき、又は前条の規定による要請の全部若しくは一部を受け入れないときは、その者に対し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定事業を行う者が前項の規定による勧告に従わない場合において、当該特定事業の実施により人の健康又は生活環境に係る被害を著しく生じさせるおそれがあるときは、その者に対し、当該特定事業の中止、計画の変更等必要な措置を講じるよう命ずることができる。

附則

第20条第2項の規定は、同項の規定の施行の日以後に同条第1項の規定による事前協議を開始する者から適用し、同日前に同項の規定による事前協議を開始した者については、なお従前の例による。

② 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年6月18日大津市規則第64号）

第2章 特定事業等の事前協議等

第1節 開発事業の事前協議等

（開発事業）

第13条 条例第20条第1項第1号の規則で定める土地の区画形質を変更する事業（以下「開発事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

（1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に係る事業で、その開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの

（2） 土地区画整合法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業で、その施行地区の面積が1ヘクタール以上のもの（国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方住宅供給公社が施行するものを除く。）

（3） 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成に関する工事で、その造成区域の面積が1ヘクタール以上のもの

（4） 前3号に準じる事業で、特に市長が事前協議を必要と認めるもの

(開発事業事前協議書の提出)

第14条 開発事業を行おうとする者は、条例第20条第1項の規定に基づく事前協議（以下この節において「事前協議」という。）を行おうとするときは、開発事業事前協議書（様式第1号。以下この節において「事前協議書」という。）を、次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
 - (2) 字限図
 - (3) 現況図
 - (4) 土地利用計画平面図
 - (5) 造成計画平面図
 - (6) 排水施設計画平面図
 - (7) 構造図
 - (8) 環境配慮指針に基づき検討した事前配慮に関する計画書（以下「事前配慮計画書」という。）
 - (9) 第15条第1項に規定する表示板の掲出を証する写真
 - (10) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の事前協議書の提出は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 都市計画法第29条の規定による許可の申請書を提出しようとする日前30日
 - (2) 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可の申請書を提出しようとする日前30日
 - (3) 宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可の申請書を提出しようとする日前30日
- 3 前2項の規定は、開発事業の計画の変更（開発目的及び開発区域の変更に限る。）をしようとする場合について準用する。

(開発事業の事前周知)

第15条 開発事業を行おうとする者は、表示板（様式第2号）を、次に定めるところにより、事前協議書を提出する前に掲出しなければならない。

- (1) 表示板は、当該開発事業予定地内の公衆の見やすい場所に掲出すること。
 - (2) 当該開発事業予定地が2方向以上で道路に面するとき、又はその面積が相当の広さを有するときは2以上の表示板を掲出すること。
 - (3) 表示板は、第14条第2項各号に掲げる許可又は認可を受ける日まで掲出しておくこと。
- 2 開発事業を行おうとする者は、前項の規定による表示板の記載事項について変更したときは、直ちに当該表示板を変更しなければならない。
- 3 開発事業を行おうとする者は、当該開発事業により生活環境に影響を受け、又は受けるおそれのある住民に対し、事前協議書を提出する前に説明会の開催等を行って、当該住民の意見を尊重し、将来紛争が生じないよう配慮して、当該開発事業を施行しなければならない。
- 4 開発事業を行おうとする者は、前3項の規定による事前周知の結果を、事前周知報告書（様式第3号）により、事前協議書を提出するときに、市長に報告しなければならない。

(事前協議)

第16条 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、当該開発事業に関し協議すべき事項をとりまとめ、これを事前協議書を提出した者（以下この節において「事前協議者」という。）に書面で通知するものとする。

2 事前協議者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項の所管課とそれぞれ協議を行い、協議を成立させ、それぞれ所管課長から書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。

3 事前協議者は、協議すべき事項のすべてについて所管課長から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果をとりまとめ、これを市長に書面で報告しなければならない。

(事前協議の終了)

第17条 市長は、前条第3項の報告を受けたときは、これを審査し、異議がないときは、事前協議が終了したものとし、事前協議者に対し、事前協議終了通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

(事前協議の地位の承継)

第18条 前条の規定により開発事業に係る事前協議を終了した旨の通知を受けた者から、その事前協議に係る開発事業の許認可に基づく地位を譲り受けた者は、当該開発事業に係る事前協議を終了した者の地位を承継する。

2 前条の規定による事前協議を終了した者について相続、合併又は分割（その事前協議に係る開発事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該対象事業を承継した法人は、当該事前協議を終了した者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、前条の規定による事前協議を終了した者の地位を承継した者は、承継届出書（様式第5号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(開発事業の着手後の指導等)

第19条 市長は、開発事業を行う者に対し、当該開発事業着手後、その実施状況等についての報告を求め、必要があるときは環境の保全等の見地から指導し、又は助言することができる。

第2節 生活環境影響事業の事前協議等

(生活環境影響事業)

第20条 条例第20条第1項第2号の規則で定める生活環境に影響を及ぼすおそれのある事業（以下「生活環境影響事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 次に掲げる建築物で、床面積の合計が500平方メートル以上のものを建築（増築後の床面積の合計が500平方メートル以上となる場合の増築を含む。）して行う事業
 - ア 物品の販売業を営むための店舗
 - イ 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院
- (2) 次に掲げる施設を使用し、又は建築して行う事業
 - ア 工場又は作業場（物品の製造、加工、洗浄、塗装、解体その他これらに類する目的に供する施設）で、床面積の合計が50平方メートル以上又は敷地面積が150平方メートル以上のもの。ただし、工事現場の仮設建築物を除く。
 - イ 駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定するもの）又は自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定するもの）で自動車の駐車のために供する面積が500平方メートル以上のもの
 - ウ 倉庫（倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第1項及び第2項に規定するもの）で、床面積の合計が500平方メートル以上のもの
 - エ 資材置場で、敷地面積が500平方メートル以上のもの（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。）
 - オ 給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1項に規定するもの）
 - カ ボーリング場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの
 - キ パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定するもの）
 - ク 飲食店又は喫茶店（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号及び第2号に規定するもの）で、業務の用に供する総床面積が飲食店については、100平方メートル以上、喫茶店にあっては、150平方メートル以上のもの
 - ケ 次に掲げる動物をそれぞれに定める数以上飼育するための施設
 - (ア) 牛 5頭
 - (イ) 馬 5頭
 - (ウ) 豚 10頭
 - (エ) 猪 10頭
 - (オ) 鶏 500羽
- (3) 既存の施設を前号ア、キ及びクに掲げるものに使用して行う事業
- (4) 前3号の規定に該当した建築物又は施設を、第1号に掲げるものについては床面積の合計が500平方メートル以上、第2号に掲げるものについては床面積の合計が50平方メートル以上又は敷地面積が150平方メートル以上増築又は拡張して行う事業（敷地の状況から周辺的生活環境を阻害するおそれがないと市長が特に認めるものを除く。）

(生活環境影響事業事前協議書の提出)

第21条 生活環境影響事業を行おうとする者は、条例第20条第1項の規定に基づく事前協議を行おうとするときは、生活環境影響事業事前協議書（様式第6号。以下この節において「事前協議書」という。）を、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
 - (2) 事業予定地周辺の現況図
 - (3) 建築物又は施設の配置図、平面図、立面図及び断面図
 - (4) 機械類の一覧表及び配置図
 - (5) 事業概要書
 - (6) 事前配慮計画書
 - (7) 第23条第1項に規定する表示板の掲出を証する写真
 - (8) その他市長が必要と認める図書
- 2 事前協議書の提出は、おおむね次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受ける必要がある事業については、当該確認の申請書を提出しようとする日前30日

- (2) 建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知の必要がある事業については、当該計画の通知をしようとする日前30日
- (3) 都市計画法第29条の規定による許可を受ける必要がある事業については、当該許可の申請書を提出しようとする日前30日
- (4) 前3号に規定する事業以外の事業については、当該事業を行おうとする日前30日
(生活環境影響事業の変更等の届出)

第22条 事前協議書を提出した者（以下この節において「事前協議者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該生活環境影響事業を中止しようとするときは、速やかに生活環境影響事業事前協議変更(中止)届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 床面積又は敷地面積
- (3) 建築物又は施設の構造（軽微なものを除く。）
- (4) 建築物又は施設の配置（軽微なものを除く。）

2 前項の届出による変更後の生活環境影響事業について、改めて事前協議を行う必要があると市長が特に認めるときは、変更後の当該生活環境影響事業を行う者は、改めて条例第20条第1項の規定に基づく事前協議を行わなければならない。

（生活環境影響事業の事前周知）

第23条 第15条第1項及び第2項の規定は、生活環境影響事業に係る表示板の掲出等について準用する。この場合において、同条第1項中「様式第2号」とあるのは「様式第8号」と、同項第3号中「第14条第2項各号に掲げる許可又は認可を受ける日まで」とあるのは「当該生活環境影響事業に係る建築物又は施設の建築その他の工事が完了するまで」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 生活環境影響事業を行おうとする者は、当該生活環境影響事業により生活環境に影響を受け、又は受けるおそれのある住民から説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 生活環境影響事業により生活環境に影響を受け、又は受けるおそれのある住民は、環境の保全の見地から意見があるときは、第1項において準用する第15条第1項の規定による表示板の掲出の日から14日以内に、当該生活環境影響事業を行おうとする者に対し、意見を申し出ることができる。

4 生活環境影響事業を行おうとする者は、前項の規定により住民から意見の申し出があったときは、当該意見を尊重し、将来紛争が生じないよう配慮して、当該生活環境影響事業を施行しなければならない。

5 第15条第4項の規定は、生活環境影響事業に係る事前周知の結果の報告について準用する。この場合において、同項中「事前協議書を提出するときに」とあるのは、「事前協議書を提出した日から15日以内に」と読み替えるものとする。

（事前協議）

第24条 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、当該生活環境影響事業に関し協議すべき事項をとりまとめ、これを事前協議書を提出した者（以下この節において「事前協議者」という。）に書面で通知するものとする。ただし、当該生活環境影響事業に係る建築物若しくは施設の床面積若しくは敷地面積（第20条第2号ケに掲げる施設にあっては、敷地面積）が1,000平方メートル未満である場合又は当該生活環境影響事業が開発事業若しくは第27条の中高層建築物の建築に該当する場合にあっては、協議すべき事項のとりまとめをすべき課（以下「生活環境影響事業所管課」という。）において、他の所管課への照会をせず、協議すべき事項があると認めるときに、これを通知するものとする。

2 事前協議者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項の所管課とそれぞれ協議を行い、協議を成立させ、それぞれ所管課長から書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。

3 事前協議者は、協議すべき事項のすべてについて、所管課長から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果をとりまとめ、これを市長に書面で報告しなければならない。

4 第1項ただし書の適用がある場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、事前協議者は、第1項の規定による通知を受けたときは、生活環境影響事業所管課と協議を行い、協議を成立させ、その結果を市長あてに書面で報告しなければならない。

（事前協議の終了）

第25条 市長は、前条第3項又は第4項の報告を受けたときは、これを審査し、異議がないときは、事前協議が終了したものとし、事前協議者に対し、事前協議終了通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定に該当する場合において、生活環境影響事業所管課において協議すべき事項がないと認めるときは、市長は事前協議が終了したものとし、事前協議者に対し、事前協議終了通知書によりその旨を通知するものとする。

（事前協議の地位の承継等）

第26条 第18条の規定は、生活環境影響事業に係る事前協議を終了した者の地位の承継について、第19条の規定は、生活環境影響事業の着手後の指導等について準用する。この場合において、第18条中「開発事業の許認可に基づく地位を譲り受けた者」とあるのは、「第21条第2項第1号から第3号までの確認、通知若しくは許可に基づく地位若しくは生活環境影響事業を譲り受け、又は当該生活環境影響事業に係る建築物若しくは施設を譲り受け、若しくは借り受けた者」と読み替えるものとする。

第3節 中高層建築物の建築の事前協議等

(中高層建築物)

第27条 条例第20条第1項第3号の規則で定める建築物（以下「中高層建築物」という。）は、次の表に用途地域等に応じて定める高さ又は階数（増築又は改築の場合にあつては、対象部分の高さ又は階数）のいずれかに該当する建築物とする。

用途地域等	高さ	階数
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域	10メートルを超える	4階以上
商業地域、工業地域及び都市計画区域内の用途地域の指定のない区域	15メートルを超える	6階以上

(中高層建築物事前協議書の提出)

第28条 中高層建築物の新築、増築、改築又は移転等（建築基準法第6条又は第6条の2の規定による確認を受ける必要があるものに限る。以下「建築」という。）を行おうとする者は、条例第20条第1項の規定に基づく事前協議を行おうとするときは、中高層建築物事前協議書（様式第9号。以下この節において「事前協議書」という。）を、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- (2) 配置図（縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地（近隣敷地を含む。）内における各種建築物の位置、用途、構造及び当該部分の地盤高、届出に係る建築物と他の建築物との別、擁壁等敷地の状況並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示したもの）
- (3) 各階平面図（縮尺、方位、寸法、間取り及び開口部を明示したもの）
- (4) 各面立面図（縮尺及び寸法を明示したもの）
- (5) 断面図（縮尺、寸法及び建築物に接した地盤面の状況を明示したもの）
- (6) 日影図（縮尺、方位、寸法、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、日影の影響を受ける建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面（当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）から4メートルの高さの水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線から水平距離5メートル及び10メートルの線並びに冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状及び水平面に生じさせる日影を明示したもの）
- (7) 日影によって影響を受ける土地及び家屋の所有者又は占有者の住所及び氏名を記載した図書（様式第10号）
- (8) 敷地周囲の状況写真
- (9) テレビジョン又はラジオの放送電波の受信に障害が生じることが予想される区域を示す図面及び当該障害の防止に関する措置を記載した図書
- (10) 緑化計画図及び駐車場計画図
- (11) 事前配慮計画書
- (12) 第30条第1項に規定する表示板の掲出を証する写真
- (13) その他市長が特に必要と認める図書

2 第21条第2項（第3号及び第4号を除く。）の規定は、中高層建築物事前協議書の提出期限について準用する。

(中高層建築物の建築に係る変更等の届出)

第29条 第22条の規定は、中高層建築物の建築に係る変更等の届出について準用する。この場合において、同条第1項中「生活環境影響事業事前協議変更（中止）届出書（様式第7号）」とあるのは「中高層建築物事前協議変更（中止）届出書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

(中高層建築物の建築の事前周知)

第30条 第15条の規定は、中高層建築物の建築に係る事前周知について準用する。この場合において、同条第1項中「様式第2号」とあるのは「様式第11号」と、同項第3号中「第14条第2項各号に掲げる許可又は認可を受ける日まで」とあるのは「当該中高層建築物の建築に係る建築基準法第89条の規定に基づく確認済の表示を行うまで」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 中高層建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、前項において準用する第15条第1項の規定により表示板を掲出しようとする日前に中高層建築物計画届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(事前協議)

第31条 第16条及び第17条の規定は、中高層建築物の建築に係る事前協議及びその終了について準用する。

(事前協議の地位の承継等)

第32条 第18条の規定は、中高層建築物の建築に係る事前協議を終了した者の地位の承継について、第19条の規定は、中高層建築物の建築に着手後の指導等について準用する。

附則

この規則は、平成12年9月24日から施行する。

B 記載例

様式第6号（第21条関係）

生活環境影響事業事前協議書

確認申請書等の提出の
30日前までに提出ください

〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先)

大 津 市 長

住所 **大津市〇〇〇町〇番〇号**

氏名 **大津 太郎**

(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

〔 法人あつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

大津市生活環境の保全と増進に関する条例第20条第1項第2号の規定により、次のとおり協議します。

1	事業場所	大津市 〇〇〇町 〇番 〇号		
		用途地域	近隣商業地域	
2	事業内容	料理飲食店		
3	工事予定期間	〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ~ 〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
4	設計者	住所	大津市〇〇〇町〇番〇号	
		氏名	株式会社 大津市設計 大津 三郎 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 設計資格	
5	工事施工者	住所	大津市〇〇〇町〇番〇号	
		氏名	株式会社 大津市建設 大津 五郎 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
6	工事種別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転 ・ 用途変更 ・ その他		
7 概要		当該部分	当該以外の部分	合計
	敷地面積	227.07 m ²	0 m ²	227.07 m ²
	建築物の建築面積	181.52 m ²	0 m ²	181.52 m ²
	建築物の延べ面積	305.52 m ²	0 m ²	305.52 m ²
	その他	保管物品 酒類 駐車台数 15 台 建築物の構造 鉄骨造 2 階（地上） 高さ最高 8.03 m		
添付 図書	1	付近見取図		
	2	事業予定地周辺の現況図		
	3	建築物又は施設の配置図、平面図、立面図及び断面図		
	4	機械類の一覧表及び配置図		
	5	事業概要書		
	6	事前配慮計画書		
	7	条例施行規則第23条第1項に規定する表示板の掲出を証する写真		
	8	その他市長が必要と認める図書		
		合計 = (当該部分) + (当該以外の部分)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

様式第3号(第15条、第23条、第30条、第32条の5関係)

事前周知報告書

表示板の掲出より15日以上後かつ
事前協議書提出から15日以内に
提出ください

〇〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)
大津市長

住所 **大津市〇〇〇町〇番〇号**
氏名 **大津 太郎**
(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
〔法人あつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則**第15条第4項**(第23条第5項、第30条第1項、**第32条の5第4項**)の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の名称	(仮称) 飲食店舗新築工事		
2 事業者	住所 大津市〇〇〇町〇番〇号 氏名 大津 太郎	(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
3 事前協議の期日又は 事前配慮届出書の提出 予定期日	〇〇〇年〇〇月〇〇日		
4 表示板の設置期日	〇〇〇年〇〇月〇〇日		
5 説明会の開催日時	〇〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇〇年〇〇月〇〇日		
6 説明会の開催回数	2 回	説明会が開催されなければ 〇回と記入ください	
7 説明会の出席者	別紙のとおり		
8 出席者の意見	別紙のとおり		
9 出席者の意見に対 する措置	別紙のとおり		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

表 示 板

大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく表示板	
事業計画の概要 (事業の名称) (仮称) 飲食店舗新築工事	
1 建築物の構造等	地下 0 階 地上 2 階 (高さ最高 8.03 m)
2 建築物の建築面積	181.52 m ²
3 建築物の延べ面積	305.52 m ²
4 敷地面積	227.07 m ²
5 事業内容	料理飲食店
6 事業者	住所 大津市〇〇〇町〇番〇号 氏名 大津 太郎 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
7 設計者	住所 大津市〇〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社 大津市設計 大津 三郎 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
8 工事予定期間	〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
9 事業開始予定期日	〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
# その他	この事業について、詳しくお知りになりたい方又はご意見のある方は、 〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 までに事業者までご連絡ください。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> この日は掲出日に+14した日を記載してください </div> 〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 掲出	

90cm以上

90cm以上

※表示板は当該生活環境影響事業に係る建築物又は施設の建築その他の工事が完了するまで掲出してください。

C 様式集

様式第6号（第21条関係）

生活環境影響事業事前協議書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名

(電話番号)

[法人あつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地]

大津市生活環境の保全と増進に関する条例第20条第1項第2号の規定により、次のとおり協議します。

1	事業場所	大津市		
		用途地域		
2	事業内容			
3	工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
4	設計者	住所		
		氏名 (電話番号) 設計資格		
5	工事施工者	住所		
		氏名 (電話番号)		
6	工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更・その他		
7 概要		当該部分	当該以外の部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築物の建築面積	m ²	m ²	m ²
	建築物の延べ面積	m ²	m ²	m ²
	その他	保管物品 駐車台数 建築物の構造 階(地上) 高さ最高 m		
添付 図 書	1 付近見取図			
	2 事業予定地周辺の現況図			
	3 建築物又は施設の配置図、平面図、立面図及び断面図			
	4 機械類の一覧表及び配置図			
	5 事業概要書			
	6 事前配慮計画書			
	7 条例施行規則第23条第1項に規定する表示板の掲出を証する写真			
	8 その他市長が必要と認める図書			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

様式第3号(第15条、第23条、第30条、第32条の5関係)

事前周知報告書

年 月 日

(宛先)
大津市長

住所
氏名
(電話番号)
〔法人あつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第15条第4項(第23条第5項、第30条第1項、第32条の5第4項)の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の名称	
2 事業者	住所 氏名 (電話番号)
3 事前協議の期日又は 事前配慮届出書の提出 予定期日	年 月 日
4 表示板の設置期日	年 月 日
5 説明会の開催日時	
6 説明会の開催回数	回
7 説明会の出席者	
8 出席者の意見	
9 出席者の意見に対 する措置	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

様式第7号（第22条、第29条関係）

生活環境影響事業(中高層建築物)
事前協議変更（中止）届出書

(宛先)
大津市長

年 月 日

住所
氏名
(電話番号)
〔 法人あつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第22条第1項(第29条)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業場所	大津市	
	用途地域	
2 事業内容		
3 事前協議期日	年 月 日	
4 内容	変 更 前	変 更 後
5 理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

様式第5号(第18条、第26条、第32条、第32条の8関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所

氏名

(電話番号)

[法人あつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地]

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第18条第3項(第26条、第32条、第32条の8)の規定により、次のとおり報告します。

1	事業内容	
2	事業場所	大津市
3	承継年月日	年 月 日
4 被承継者	氏名又は名称	
	住 所	
5	承継の原因	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

生活環境影響事業における事前協議の表示板

様式第8号（第23条関係）

表 示 板

大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく表示板	
事業計画の概要 (事業の名称)	
1 建築物の構造等	地下 階 地上 階 (高さ最高 m)
2 建築物の建築面積	m ²
3 建築物の延べ面積	m ²
4 敷地面積	m ²
5 事業内容	
6 事業者	住所 氏名 (電話)
7 設計者	住所 氏名 (電話)
8 工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
9 事業開始予定期日	年 月 日
# その他	この事業について、詳しくお知りになりたい方又はご意見のある方は、 年 月 日までに事業者までご連絡ください。
年 月 日 掲出	

90cm以上

90cm以上

中高層建築物及び生活環境影響事業の両方に該当する場合の事前協議における表示板の統一様式

表 示 板

大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく表示板					
事業計画の概要 (建築物及び事業の名称)					
敷地の地名、地番					
用途		構造			
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
規模	階数		棟数	高さ	
	地上階		棟	m	
	地下階				
建築主 (事業者)	住所 氏名 (電話番号)				
設計者	住所 氏名 (電話番号)				
工事施工者	住所 氏名 (電話番号)				
建築工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
事業開始予定期日					
その他	この事業について、詳しくお知りになりたい方又はご意見のある方は、 年 月 日までに事業者までご連絡ください。				
年 月 日 掲出					

90cm以上

90cm以上

環境政策課 主要提出書類一覧

※提出する届出書は正副2部必要です

	根拠法・条例	届出・申請書等	提出期日
水質	水質汚濁防止法 滋賀県公害防止条例 滋賀県富栄養化防止条例 大津市生活環境の保全と増進に関する条例	特定施設・指定施設・汚水発生施設設置 (変更)届出書	施設設置工事の60日前まで
		特定施設・指定施設・汚水発生施設使用 廃止届出書(その他:氏名等変更、承継)	事実発生後30日以内
		指定工場等設置(変更)許可申請書	設置(変更)前
大気	大気汚染防止法 滋賀県公害防止条例 大津市生活環境の保全と増進に関する条例	ばい煙発生施設・ばい煙等発生施設設置 (変更)届出書	施設設置工事の60日前まで
		粉じん発生施設設置(変更)届出書	法一般粉じん 設置(変更)前
			法特定粉じん 着工60日前まで
			市条例 着工60日前まで
		ばい煙発生施設・ばい煙等発生施設使用 廃止届出書(その他:氏名等変更、承継)	事実発生後30日以内
		指定工場等設置(変更)許可申請書	設置(変更)前
特定粉じん排出等作業実施届出書	作業実施の14日前まで		
騒音 振動	騒音規制法 振動規制法 大津市生活環境の保全と増進に関する条例	特定施設・騒音発生施設・振動発生施設 設置(変更)届出書	施設設置工事の30日前まで
		特定施設・騒音発生施設・振動発生施設 使用全廃止届出書 (その他:氏名等変更、承継)	事実発生後30日以内
		特定建設作業実施届出書	作業実施の7日前まで
土壌	土壌汚染対策法	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	形質変更着手の30日前まで
公害 防止	大津市生活環境の保全と増進に関する条例	生活環境影響事業事前協議書	建築基準法に基づく 確認申請の30日前まで
		大規模建設等事業の事前配慮届出書	実施の14日前まで
		環境管理統括者選任(変更)届出書	選任後30日以内
	大津市特定旅館建築規制 条例	旅館等建築計画届出書	建築基準法に基づく 確認申請の前

問い合わせ先

大津市環境部環境政策課

〒520-8575

大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2735

FAX 077-522-1097

E-MAIL otsu1121@city.otsu.lg.jp